

東京都市計画市街地再開発事業の決定 (東京都知事決定)

東京都市計画第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

名称		音羽二丁目地区第一種市街地再開発事業						[ ]は計画幅員
施行区域面積		約 0.3 ha						
公共施設の配置及び規模	道路	種別	名称	幅員	延長	面積	備考	
		幹線街路	東京都市計画道路放射26号線	17 m (27 m)	約65 m		既存道路の拡幅	
	区画道路	特別区道 文第183号	33.5 m~3 m (6m~5m)	約100 m		既存道路の拡幅		
その他の公共施設								
建築物の整備	建築物		敷地面積に対する		主要用途	(参考) 高度利用地区の制限内容		
	建築面積	延べ面積	建築面積の割合	建築物の延べ面積の割合				
	約 1,450 m <sup>2</sup>	約 11,000 m <sup>2</sup> 容積対象面積 約 9,600 m <sup>2</sup>	約 8.5/10	約 58/10	店舗 事務所 住宅	最高限規制 容積率 65/10以下 35/10以下 建ぺい率 9/10以下 7/10以下 最低限規制 容積率 20/10以上 建築面積 200 m <sup>2</sup> 以上		
建の築整敷地備	建築敷地面積		整備計画					
	約 1,700 m <sup>2</sup>							
住宅建設の目標		戸数	面積		備考			
		約 70 戸	約 5,000 m <sup>2</sup>					

「施行区域、公共施設の配置、街区の配置、建築物の高さの限度及び壁面の位置の制限は計画図のとおり」

理由

住、商、工混在の低層木造密集地区を集約整備し、環境の改善を図り公共施設の整備とともに、土地の合理的な高度利用を図るため計画を決定する。



確認	昭和三十九年8月7日
所管部課名	都市計画局防災計画課
	再開発計画課

菅羽二丁目地区  
第一種市街地再開発事業

計画図(2) 公共施設の配置及び街区の配置図

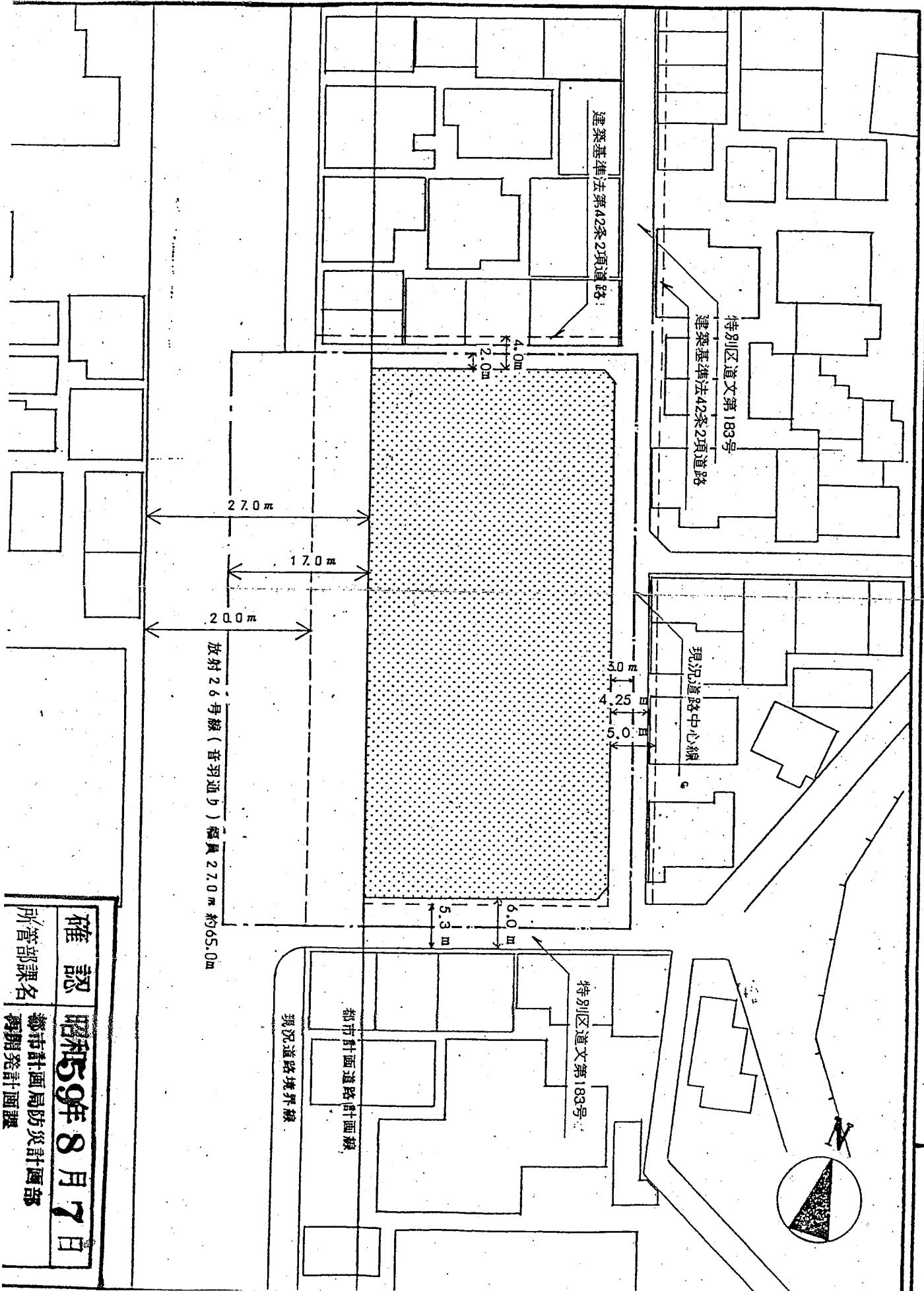


施行区域 約 0.3 ha

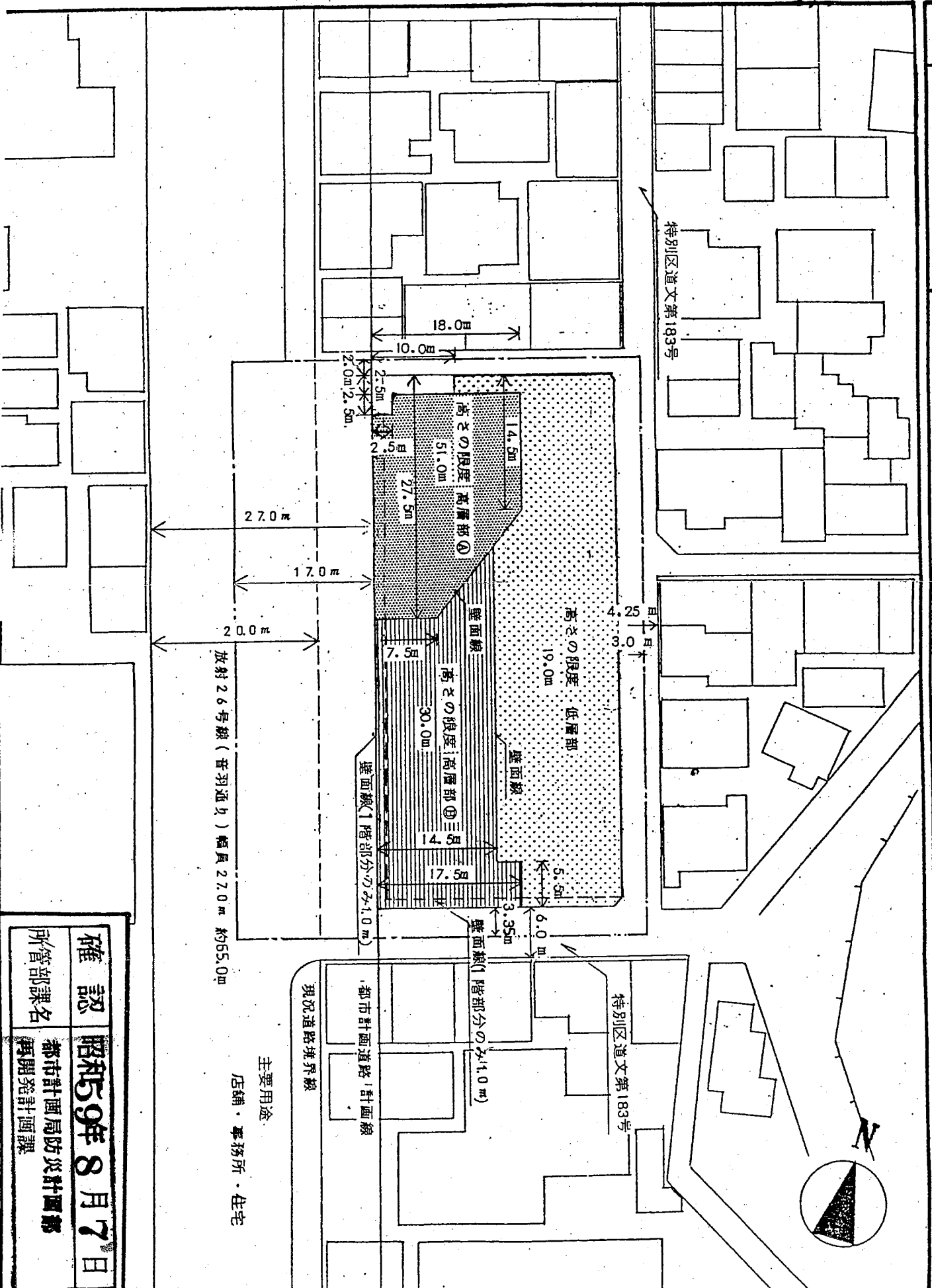


建築敷地

縮尺 1 : 500



確認  
昭和59年8月7日  
都市計画局防災計画部  
所管部課名  
再開発計画課



確認  
昭和59年8月7日  
都市計画局防災計画部  
所管部課名  
再開発計画課